

※受付番号No.

写真
(3.0×2.5cm)
(6ヶ月以内撮影)
1枚を
添付のこと足場の組立て等
作業主任者技能講習受講申込書

フリガナ				性別	生 年 月 日		
氏 名				男・女	昭 平	年 月 日	
住 所					郵便番号		
	(電話 ー ー)				〒 ー		
受講資格要件の 作業経験年数	昭和 平成 年 月 より 昭和 平成 年 月 まで (年 ヶ月)						
所 属	事業所名				電話		
	所在地	〒			建災防山口県支部加入の有無 会 員 非 会 員		
事業主証明 又は 所属長証明	上記の作業経験に相違ないことを証明します。 印						
講習の一部免除 希望の有無	有・無	備 考	本人確認書類の写し及び、技能講習の一部 免除を受けようとする者は、その資格を有する ことを証する書面の写しを添付すること。			※確認印	

平成 年 月 日

建設業労働災害防止協会山口県支部長 殿

受講案内書記載事項並びに下記の注意事項等を了知の上申し込みます。

申 込 者
(受講者本人)

印

- (注) 1. この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないよう正確（戸籍に記載されている文字）に記入して下さい。記載事項を訂正する場合は、訂正箇所にて二重線を引き訂正印を押印すること。（修正液等使用不可）
なお、記入していただいた氏名、生年月日等は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。
2. ご本人確認のため、受講申込時、公的書面（自動車運転免許証・パスポート・住民票等）の原本及びその写しを持参下さい。
3. 遅刻、途中退場、早退等により所定の講習時間を受講しなかった場合は、修了試験を受験できません。
4. 受講料は、受講日から4営業日前までのキャンセル・欠席は、返却いたしません。
5. 写真（3.0×2.5cm、6ヶ月以内撮影、顔正面、無背景、帽子やサングラス等の頭や顔を覆うもの不可、裏面に氏名記入）1葉を添付する（貼り付けない）こと。
6. 工学系の卒業者が経験年数2年で申請の場合は、卒業証明書等を添付すること。
7. 作業経験に平成29年7月1日以降を含む場合、足場の組立て等作業に係る特別教育修了証を添付すること。
8. ※印の欄は記入しないこと。

※ 試 験 成 績 表					※合否の別	※	第 号
専 門	一 般	教 育	法 令	計	合・否	修了証番号	
						※ 修了証 交付年月日	平成 年 月 日

平成30年4月 改訂

講習名	足場の組立て等作業主任者技能講習
-----	------------------

必要な作業	労働安全衛生法により、つり足場、張り出し足場又は高さが 5 メートル以上の構造の足場の組み立て、解体又は変更の作業は、都道府県労働局長の登録教習機関が行う技能講習を修了した作業主任者（法 14 条、政令第 6 条 15 号）を選任しその者の指揮によらなければ作業ができないことになっています。
-------	--

受講対象者	下記のいずれかに該当する方 1. 足場の組立て、解体又は変更に関する作業に 3 年以上従事した経験を有する者。 2. 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後 2 年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者。 注）上記の経験には、満 18 歳未満の期間は入りません（年少者規則 8 条） 3. その他厚生労働大臣が定める者。
-------	--

講習科目の範囲及び時間

講習科目	範囲	講習時間
作業の方法に関する知識	足場の種類、材料、構造及び組立図 足場の組立て、解体及び変更の作業の方法 点検及び補修 登りさん橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更の作業の方法に関する事項	7 時間
工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 電気 墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 悪天候時における作業の方法 服装及び保護具	3 時間
作業者に対する教育等に関する知識	作業者に対する教育及び指導の方法 作業標準 災害発生時における措置	1.5 時間
関係法令	労働安全衛生法 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号） 労働安全衛生規則及びクレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）中の関係条項	1.5 時間

講習科目の受講の一部免除

区分	受講の免除を受けることができる者	受講免除科目
1	次の各号に掲げる者で当該訓練修了後 2 年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者 1. 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である養成訓練のうち、とび科の訓練を修了した者 2. 同上養成訓練のうち、建築科の訓練を修了した者 3. 旧職業訓練法施行規則の別表第 2 の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練を修了した者	作業の方法に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識
2	職業能力開発促進法施行令別表第 1 に掲げる検定職種のうち、とびに係る 1 級又は 2 級の技能検定に合格した者	
3	職業能力開発促進法第 28 条第 1 項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	作業の方法に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 作業者に対する教育等に関する知識